

食品安全委員会（第597回会合）議事概要

日 時：平成28年3月1日（火） 14：00～14：52
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：佐藤委員長ほか6名出席
傍聴者：報道0名、行政機関0名、一般4名

議事概要

（１）器具・容器包装専門調査会における審議結果について

- ・「フタル酸ジイソデシル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を器具・容器包装専門調査会に依頼することとなった。

（２）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・遺伝子組換え食品等「NZYM-AV株を利用して生産された α -アミラーゼ」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「PEG株を利用して生産されたカルボキシペプチダーゼ」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「GLU-No. 8株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「HIS-No. 2株を利用して生産されたL-ヒスチジン塩酸塩」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「NZYM-AV株を利用して生産された α -アミラーゼについては、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」

「PEG株を利用して生産されたカルボキシペプチダーゼについては、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に規定する「組換えDNA技術によって最終的に宿主に導入されたDNAが、当該微生物と分類学上の同一の種に属する微生物のDNAのみである場合」に該当する微生物を利用して製造されたものであることから、本基準の対象ではなく、安全性評価は必要ないと判断した。」

「GLU-No. 8株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム及びHIS-No. 2株を利用して生産されたL-ヒスチジン塩酸塩については、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性

評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断した。」
との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

（３）平成２７年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果（案）及び平成２８年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題（案）について

→熊谷委員及び事務局から説明。

平成２７年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果及び平成２８年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題について、案のとおり決定された。

（４）平成２８年度食品安全確保総合調査課題（案）について

→熊谷委員及び事務局から説明。

平成２８年度食品安全確保総合調査の対象課題について、案のとおり決定された。